



佐賀県公報

平成16年
3月31日
(水曜日)
第12436号

(◎印は、県例規集に搭載するもの)

目次

告示

○公有水面埋立てに関する工事の竣功認可	(二五四・水産漁港課)	一
○	(二五五・)	二
○	(二五六・)	三
○	(二五七・)	四
○都市計画事業変更の認可	(二五八・まちづくり推進課)	五
公 告		
○土地改良区役員の退任届	(農村計画課)	五
○開発行為に関する工事の完了	(まちづくり推進課)	五
○建築基準法に基づく道路の位置の指定	(建築住宅課)	五

○ 告 示

●佐賀県告示第二百五十四号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二条第一項の規定により、次のとおり公有水面埋立てに関する工事の竣功を認可した。

平成十六年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

- 一 竣功認可年月日 平成十六年三月三十一日
- 二 竣功認可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
 - (1) 住所 佐賀市城内一丁目一番五十九号
 - (2) 名称 佐賀県
 - (3) 代表者の氏名 佐賀県知事 古川 康
- 三 埋立区域及び面積

(1) 位置

東松浦郡呼子町大字殿ノ浦字ワタリ五〇八番四、五〇八番九、五五二番一、五五二番二、五五二番三、五五二番一二及び五五二番一三の地先の公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、①の地点から④の地点までを順次直線で結んだ線並びに①の地点と④の地点とを結ぶ春分・秋分の満潮位(DLプラス二・七メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 東松浦郡鎮西町大字名護屋字殿山一二六〇番二の地先に設置された標柱(北緯三三度三一分四五秒、東経一二九度五二分五二秒)から五九度一八分三三秒三七一・二四メートルの地点

- ②の地点 ①の地点から一〇度三二分九秒五・五メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から二七〇度三〇分三四秒四・一六メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から一七九度四三分四八秒一・七〇メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から二七〇度二七分三七秒二〇・〇四メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から二八四度一六分四五秒二・六九メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から二六四度三九分〇〇秒二・七〇メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から二四四度五六分〇八秒二・七〇メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から二二八度二三分一八秒一・九五メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から二二二度五九分一七秒一・九五メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から一九六度二七分四一秒二・七〇メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から一七六度三一分〇四秒二・七〇メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から一六一度五二分二五秒二・七〇メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から一七四度四二分三〇秒五〇・五六メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から二三五度三三分三一秒一・九九メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から二一九度三九分〇二秒一・九九メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から一九七度二八分〇三秒一・九九メートルの地点

④④の地点	④③の地点から六〇度四六分二二秒六・九六メートルの地点
④③の地点	④②の地点から一五一度三七分三一秒八九・四四メートルの地点
④②の地点	④①の地点から一三八度〇〇分〇四秒二・二〇メートルの地点
④①の地点	④①の地点から一一八度四四分四七秒一・九九メートルの地点
④①の地点	③⑨の地点から一〇一度四七分一五秒一一・二四メートルの地点
③⑨の地点	③⑧の地点から八五度三一分〇六秒二・七〇メートルの地点
③⑧の地点	③⑦の地点から一〇六度二七分一九秒二・七〇メートルの地点
③⑦の地点	③⑥の地点から一二五度三三分三五秒二・七〇メートルの地点
③⑥の地点	③⑤の地点から一四四度五七分四〇秒二・六〇メートルの地点
③⑤の地点	③④の地点から一六五度〇〇分二〇秒二・七〇メートルの地点
③④の地点	③③の地点から一八五度一分一九秒二・七〇メートルの地点
③③の地点	③②の地点から一六九度一分三〇秒七七・九四メートルの地点
③②の地点	③①の地点から一七四度四七分五八秒二四・七六メートルの地点
③①の地点	③①の地点から一一五度二四分五八秒一・九九メートルの地点
③①の地点	②⑨の地点から一三二度五三分五〇秒一・九九メートルの地点
②⑨の地点	②⑧の地点から一五一度三二分五五秒一・九八メートルの地点
②⑧の地点	②⑦の地点から一八一度三二分一一秒一・三六メートルの地点
②⑦の地点	②⑥の地点から一六七度〇七分四三秒一・三一メートルの地点
②⑥の地点	②⑤の地点から一九七度〇九分五九秒一・九九メートルの地点
②⑤の地点	②④の地点から一二七度五八分四四秒一・九八メートルの地点
②④の地点	②③の地点から一二五度三三分五四秒二・〇一メートルの地点
②③の地点	②②の地点から一七四度四五分二九秒八九・二三メートルの地点
②②の地点	②①の地点から一一八度四四分四七秒一・九九メートルの地点
②①の地点	②①の地点から一三〇度五九分〇八秒一・九九メートルの地点
②①の地点	①⑨の地点から一四九度三四分五三秒一・九八メートルの地点
①⑨の地点	①⑧の地点から一六七度五六分二六秒一・四七メートルの地点
①⑧の地点	①⑦の地点から一八〇度二三分一秒一・四八メートルの地点

(3) 面積 三、〇二五・〇八平方メートル
 四 埋立ての免許年月日及び番号

(1) 免許年月日 平成十三年三月二十六日

(2) 番号 佐賀県指令十二漁港第四百号

五 公有水面埋立法第二十二条第三項に規定する市町村名

佐賀県

●佐賀県告示第二百五十五号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二条第一項の規定により、次のとおり公有水面埋立てに関する工事の竣功を認可した。

平成十六年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

一 竣功認可年月日 平成十六年三月三十一日

二 竣功認可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

(1) 住所 東松浦郡鎮西町大字名護屋千五百三十番地

(2) 名称 鎮西町

(3) 代表者の氏名 鎮西町長 山中 幸光

三 埋立区域及び面積

(1) 位置

東松浦郡鎮西町大字名護屋字神ノ木二五六一番一、二五六一番二、二五六二番一、二五六二番二、二五六四番七、二五六八番、二五六九番、二五七九番一及び二五七九番二並びに大字串字森木六八二番の地先の公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線並びに①の地点と②の地点とを結ぶ春分・秋分の満潮位(DLプラス二・七二メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 東松浦郡鎮西町大字串字赤道四〇一番地一四に設置された鉾

(北緯三三度三〇分五七秒、東経一二九度五一分三五秒) から三
五二度三一分〇二秒一四五・三八の地点

- ②の地点 ①の地点から二〇三度二分四九秒一・五一メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から一八八度五五分三八秒〇・九九メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から一八八度二分一八秒二・〇二九メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から一八八度三七分〇〇秒一〇〇・七七メートルの地
点

⑥の地点 ⑤の地点から九八度三七分五一秒一・〇三メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から九四度四五分一五秒二・〇一メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から七四度〇八分二四秒一八・七二メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から九八度五四分四九秒一九・九四メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から一一一度二六分二五秒二五・一三メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から一四七度四〇分一八秒八四・〇〇メートルの地点

(3) 面積 一三、四〇一・八一平方メートル

四 埋立ての免許年月日及び番号

(1) 免許年月日 昭和六十一年十月八日

(2) 番号 佐賀県指令六十一漁港第七百三十三号

五 公有水面埋立法第二十二條第三項に規定する市町村名

鎮西町

●佐賀県告示第二百五十六号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二條第一項の規定により、
次のとおり公有水面埋立てに関する工事の竣功を認可した。

平成十六年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

一 竣功認可年月日 平成十六年三月三十一日

二 竣功認可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

(1) 住所 東松浦郡鎮西町大字名護屋千五百三十番地

(2) 名称 鎮西町

(3) 代表者の氏名 鎮西町長 山中 幸光

三 埋立区域及び面積

(1) 位置

東松浦郡鎮西町大字名護屋字神ノ木二五八一番二、二五八一番四、二五
八二番、二五九〇番、二五九三番及び二五九六番の地先の公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線並びに①の地点と⑩の地点とを結ぶ
春分・秋分の満潮位(DLプラス二・七二メートル)における公有水面と
陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 東松浦郡鎮西町大字串字赤道四〇一番地一四に設置された鉄
(北緯三三度三〇分五七秒、東経一二九度五一分三五秒) から三
二〇度四八分一一秒二五九・三三の地点

二〇度四八分一一秒二五九・三三の地点

②の地点 ①の地点から一九七度一四分二五秒五・四二メートルの地点

③の地点 ②の地点から一〇八度〇三分一七秒七・七二メートルの地点

④の地点 ③の地点から一〇六度〇一分五八秒五三・一六メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から一四四度二六分四五秒二・〇二メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から一四四度一八分一五秒二・七八メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から一四四度〇七分三一秒四二・一三メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から一三八度〇六分〇一秒一八・六六メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から三五一度五三分〇二秒五・七四メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から五八度四六分四〇秒四・七五メートルの地点

(3) 面積 六五一・八九平方メートル

四 埋立ての免許年月日及び番号

(1) 免許年月日 平成七年一月二十三日

(2) 番号 佐賀県指令六漁港第九十四号

五 公有水面埋立法第二十二條第三項に規定する市町村名
鎮西町

●佐賀県告示第二百五十七号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二條第一項の規定により、次のとおり公有水面埋立てに関する工事の竣功を認可した。

平成十六年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

一 竣功認可年月日 平成十六年三月三十一日

二 竣功認可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

(1) 住所 東松浦郡鎮西町大字名護屋千五百三十番地

(2) 名称 鎮西町

(3) 代表者の氏名 鎮西町長 山中 幸光

三 埋立区域及び面積

(1) 位置

東松浦郡鎮西町大字名護屋字永田六八一六番一、六八一六番四、六八一九番一、六八一九番四、六八五〇番、六八五一番、六八五二番、六八五三番三、六八五三番五から六八五三番九まで、六八六八番二、六八六八番三及び六八六九番一の地先の公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線並びに①の地点と②⑤の地点とを結ぶ春分・秋分の満潮位（DLプラス二・七二メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 東松浦郡鎮西町大字波戸一番一地先工作物（北防波堤）に設置

された鉾（北緯三三度三二分三四秒、東経二二九度五二分四二秒）

から二二三度三三分〇三秒二二八・二八メートルの地点

②の地点 ①の地点から五〇度二三分二九秒一・四一メートルの地点

③の地点 ②の地点から五〇度二三分二五秒四・三八メートルの地点

④の地点 ③の地点から三二〇度二一分二一秒二〇・〇〇メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から五〇度一四分一秒三・一五メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から三二〇度〇二分四六秒二五・〇九メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から四九度五七分一七秒一三・九五メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から三二〇度五二分一九秒〇・九七メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から三二二度三五分〇一秒〇・四八メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から三二〇度二六分〇八秒一八・六八メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から三二二度一九分一七秒〇・四八メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から三二〇度一七分三一秒五・一二メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から四九度〇〇分二四秒〇・四八メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から三二〇度一五分二六秒三〇・九七メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から三二二度〇二分三一秒〇・四八メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から三二〇度一三分〇八秒五・一一メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から四九度〇六分五六秒〇・四八メートルの地点

⑱の地点 ⑰の地点から三二〇度一八分二一秒三〇・九八メートルの地点

⑲の地点 ⑱の地点から三二二度四九分二一秒〇・四八メートルの地点

⑳の地点 ⑲の地点から三二〇度一六分〇四秒五・一一メートルの地点

㉑の地点 ⑳の地点から四八度四〇分〇秒〇・四八メートルの地点

㉒の地点 ㉑の地点から三二〇度一一分四二秒二二・六八メートルの地点

㉓の地点 ㉒の地点から四八度二分五九秒〇・四八メートルの地点

㉔の地点 ㉓の地点から三二〇度一三分三五秒二三・五一メートルの地点

㉕の地点 ㉔の地点から三二〇度一二分二三秒一・二二メートルの地点

(3) 面積 七、四二二・三五平方メートル

四 埋立ての免許年月日及び番号

(1) 免許年月日 平成元年九月二十六日

(2) 番号 佐賀県指令元漁港第六十二号

五 公有水面埋立法第二十二條第三項に規定する市町村名
鎮西町

●佐賀県告示第二百五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三條第一項の規定により、次
のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成十六年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

一 施行者の名称

神埼町

二 都市計画事業の種類及び名称

神埼都市計画下水道事業 神埼町公共下水道

三 事業施行期間

平成十年一月十二日から

平成十八年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし

使用の部分 変更なし

○ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18條第16項の規定により、塩田東部
土地改良区から次のとおり役員が退任した旨届出があった。

平成16年3月31日

佐賀県知事 古川 康

役職名	氏名	住 所	退 任 年 月 日
理 事	山口 勝保	藤津郡塩田町大字真崎1034番地	平成16年3月11日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36條第3項の規定により、開発行為
に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成16年3月31日

佐賀県知事 古川 康

1 開発区域に含まれる地域の名称

鳥栖市桜町字清水ヶ本1434番1、1434番5、1436番1、1436番2、1438番
1、1438番6及び1449番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥栖市古野町176番地8
学校法人九州アカデミー学園

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42條第1項第5号の規定による道路
の位置を次のとおり指定した。

平成16年3月31日

佐賀県知事 古川 康

指定 番号	指 定 位 置	指 定 年 月 日	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
24	三養基郡上峰町大字坊所字大家1523番 19, 1523番54, 1523番55及び1523番56	平成 16. 3. 22	8. 0	49. 98

指定図面は、佐賀県土木部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

購読料 一か年三、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県総務部総務学事課

平成十六年三月三十一日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 西部印刷企画(株)